

公益社団法人 会津青年会議所会員資格規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人会津青年会議所定款第 9 条第 2 項の規定に基づく本会への入会及び会員の資格審査に関する事項、並びに、第 10 条第 2 項の規定に基づく、賛助会員、特別会員、名誉会員、の権利並びに第 13 条の規定に基づく正会員、賛助会員の会費納入義務に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 章 会 員

(入会)

第 2 条 本会に入会を希望する者は、理事長、副理事長、専務理事、会員資格審議委員会委員以外の、入会年度 2 年以上経過し出席率良好なる正会員 2 名以上の推薦により申し込むものとする。推薦者は所定の様式により必要事項を記入し推薦書を理事長へ提出しなければならない。

(推薦者の責任)

第 3 条 推薦者は、入会希望者が会員資格を獲得した後においても、本人の定例会出席、会費納入義務を始めとして、会員の業務の遂行に道徳的責任を負うものとする。

(審議)

第 4 条 理事長は、新入会員推薦書を受理した場合は速やかに理事会に上程し、本規程第 2 章に定める会員資格審議委員会（以下「審議会」と略称する。）に付託する。理事会は審議会の答申をまって多数決により諾否を決定する。

(会費及び入会金等)

第 5 条 本会の年会費、入会金、会津青年会議所会館協力金の金額は各会員別に以下の金額とする。

(1) 本会正会員の会費は年額 125,000 円とする。

(2) 本会賛助会員の会費は年額 125,000 円とする。

但し、6 月以降に入会の場合については、理事会の承認を得ることにより月額 1 万円の割合で減免できるものとする。

(3) 本会新入会員の初年度会費は 60,000 円とする。

但し、6 月以降に入会の場合については、理事会の承認を得ることにより月額 1 万円の割合で減免できるものとする。

- (4) 本会の入会金は 65,000 円とし、その全額をその他事業並びに管理運営費に充てるものとする。
- (5) 特別会員会費は 30,000 円とし、その全額を会津青年会議所会館協力金に充てるものとする。
- 2 会費は、公益目的事業に 20%以上を使用し、それ以外の部分をその他事業並びに管理運営費に充てるものとする。
- 3 会津青年会議所会館協力金は、JC 会館の新築・改築並びに修繕等に充てるものとし、事業費には使用できないものとする。

(入会の手続き)

第 6 条 入会を許可されたものは直ちに所定の様式の入会申込書に入会金、年会費等を添えて理事長に提出しなければならない。

(会費の納入)

第 7 条 年会費は毎年 12 月末日までに納入しなければならない。
但し、12 月、1 月、2 月、3 月の 4 期に分納することができる。
納入方法は原則として銀行口座振替とする。

(特別会員会費)

第 8 条 制限年齢に達し、特別会員の資格を得る会員は特別会員会費を納入しなければならない。特別会員会費は、特別会員の資格を得た翌事業年度のみ納入義務を負う。

(入会金の免除)

第 9 条 賛助会員及び特別会員並びに名誉会員については入会金の納入義務は負わない。

(除名処分)

第 10 条 正会員は、定款第 16 条第 1 項各号の規定に該当すると認められる会員がいる場合には、定款第 38 条第 2 項に規定する臨時総会の開催の請求に先だって理事会に報告しなければならない。

(退会勧告)

第 11 条 理事会は、会員除名に関する総会開催に先だって、その正会員に退会を勧告することができる。

第 3 章 賛助会員、特別会員、名誉会員の権利

(賛助会員、特別会員、名誉会員の権利)

第 12 条 賛助会員及び特別会員並びに名誉会員は、例会、総会、その他本会の行う会合に出席することができるが議決権を有しない。ただし、委員に選任される資格を有し、その委員会の会合に於いては議決に参加することができる。

(賛助会員、特別会員の責務)

第 13 条 賛助会員及び特別会員は、定款に規定する会費納入義務を負うほか、正会員の円滑な活動を補佐するため必要に応じ正会員に対し助言する。

第 4 章 会員資格審議委員会

(構成)

第 14 条 審議会は、理事会において正会員及び特別会員より選任された委員により構成される。委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

(任務)

第 15 条 審議会は理事会の諮問のあったとき、または委員長が必要と認めたとき、次の事項につき審議の上、理事会に答申するものとする。

- (1) 本会会員の新入会希望者の資格審議
- (2) 特に理事会より諮問された会員一般の資格審議
- (3) その他会員に関する事項

(基準)

第 16 条 審議基準は次の事項によるものとする。

- (1) 本会会員として、その品性と能力
- (2) 本会及び、青年会議所の向上発展につき違背せる行為の有無
- (3) その他考慮すべき条件

第 5 章 規程の改廃

(改 廃)

第 17 条 本規程の改廃は総会の議決による。

附 則

本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。